

ご意見を踏まえた計画の見直しについて

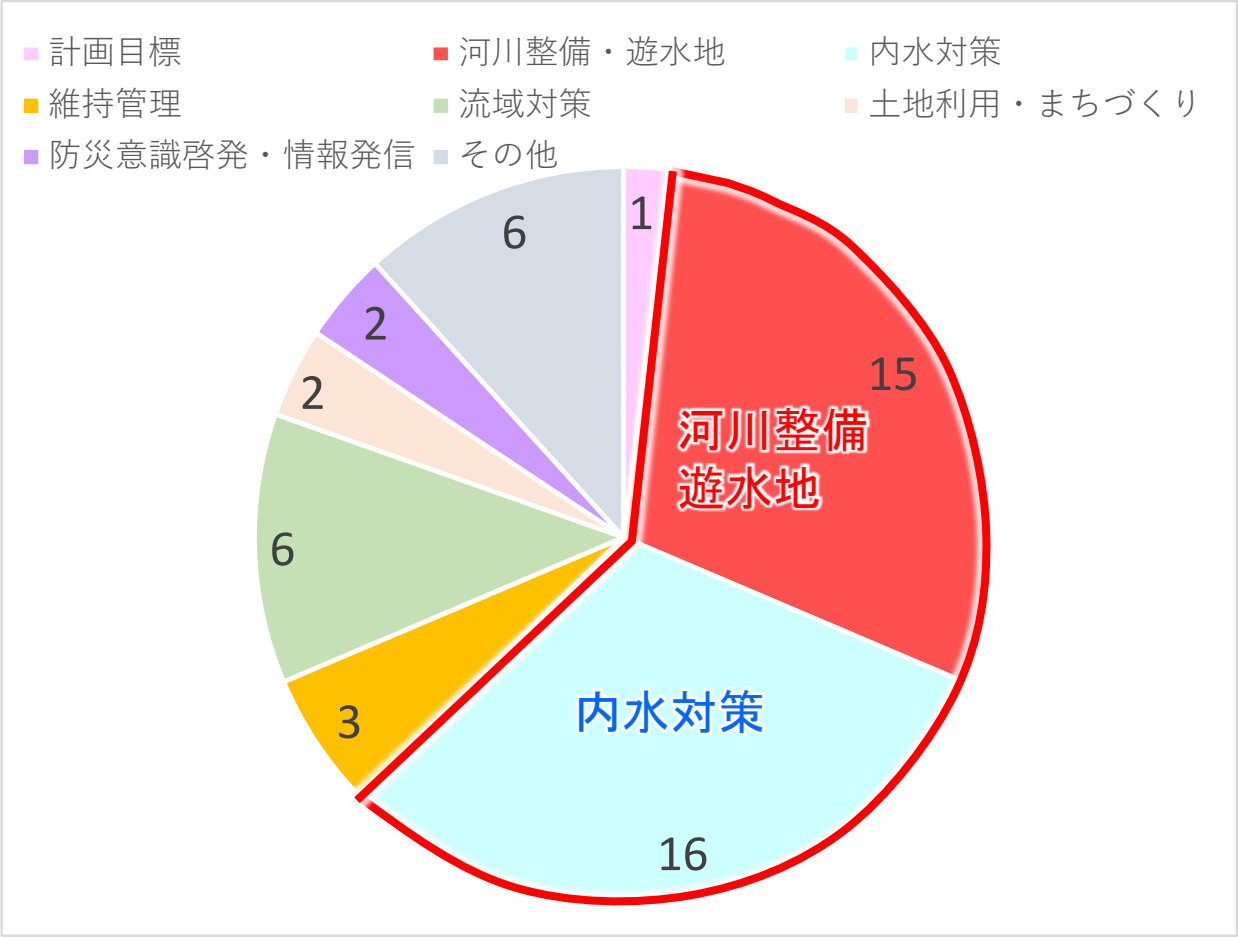
令和7年3月

パブリックコメントの実施結果(意見の整理)

○パブリックコメント期間中、計画(素案)に対し、意見箱への投函、メール、郵送等での意見が23件、説明会等では出された意見が28件であり、総計51件の意見をいただいた。

○意見集約の結果、「河川整備・遊水地」及び「内水対策」に関する意見が多く出された。

意見分類	意見 総数	意見の扱い		
		計画に 反映する 意見	計画に 含まれ ている 内容	参考と する意 見
計画目標	1			1
河川整備・遊水地	15	4	8	3
内水対策	16	7	3	6
維持管理	3		2	1
流域対策	6	1	4	1
土地利用・まちづくり	2		2	
防災意識啓発・情報発信	2		1	1
その他	6	1	2	3
合計	51	13	22	16



【パブリックコメントによる意見を踏まえた計画書の見直し内容】

計画書の見直しに係る意見及び回答

※意見番号は資料-4の意見一覧と対応

意見番号	意見方法	分類	意見の内容	意見への回答
2	意見箱投函	河川整備・遊水地	気候変動の影響による更なる洪水量の増加に備えて、遊水地の整備が必要となることは理解できるが、遊水地候補地としている範囲には50戸以上の家屋が含まれるため、計画策定前に地区住民に対して十分な説明、不満解消が必要。	貴重なご意見いただきありがとうございます。 遊水地の詳細な検討にあたっては、地域の皆様と意見交換しながら、武雄市のまちづくりとも連携して進めてまいります。
6	説明会等	河川整備・遊水地	朝日川の堤防整備をすれば区民が減っていくのでは。 (高橋川の)ポンプ場が完全に作動するのか。	貴重なご意見いただきありがとうございます。 朝日地区の堤防整備については、地域の皆様と意見交換しながら、武雄市のまちづくりとも連携し、進めてまいります。 ポンプ場については、現状で令和3年8月降雨を想定した場合でも、新橋の水位により運転停止をすることはなく、稼働し続けられると想定しておりますが、本計画の整備を踏まえてポンプ排水量の適正化を検討してまいります。
7	説明会等	河川整備・遊水地	平成2年の水害後に板橋排水機場が新設され、沖永地区はR元年、R3年以外の雨で大きな浸水被害は発生していない。遊水地になり、また浸水しやすい土地になる事について、地域住民は納得しないと思う。また、素案は地域住民と話し合いをして作成したとあったが、遊水地のことは一切知らなかった。もう少し地域住民と意見交換をしてもらわないと困る。	貴重なご意見いただきありがとうございます。 治水対策の詳細な検討にあたっては、地域の皆様と意見交換しながら、武雄市のまちづくりとも連携して進めてまいります。
12	説明会等	河川整備・遊水地	甘久川の固定堰を撤去してほしいと要望しているものの、地元では反対をする人も一定いるので、住民への説明をしてほしい。甘久公民館周辺は一部宅地化が進んでいて、床上浸水も懸念されるので、堰の改修は有効だと思う。	貴重なご意見いただきありがとうございます。 甘久川の堰改築については、堰管理者と調整し、地区住民の方々へ説明の場を設けながら、丁寧な合意形成に努めてまいります。
17	意見箱投函	内水対策	東川のポンプ増設を早くしてほしい。	貴重なご意見いただきありがとうございます。 橋地区は重点整備地区の中でも特に浸水頻度が高いため、高頻度の降雨への対応についても、関係機関が連携して取り組んでまいります。
20	郵送	内水対策	焼米入江の堤防整備に際し、国道及び鉄道箇所に塀を設ける場合、景観や見通しが悪くなるため、他に方法がないか検討してほしい。	貴重なご意見いただきありがとうございます。 治水対策の詳細な検討にあたっては、地域の皆様と意見交換しながら、武雄市のまちづくりとも連携して進めてまいります。

意見番号	意見方法	分類	意見の内容	意見への回答
22	意見箱投函	内水対策	東川排水機場のポンプ増強計画を今回計画に追加していただき、東川流域の浸水と農地の水害を軽減してほしい。	貴重なご意見いただきありがとうございます。 橘地区は重点整備地区の中でも特に浸水頻度が高いため、高頻度の降雨への対応についても、関係機関が連携して取り組んでまいります。
25	説明会等	内水対策	昨年7月の大雨時に六角川は6割程度の水位であったが、橘町は浸水被害が発生した。東川のポンプを増強すれば、浸水被害を防げるのではないかと。	貴重なご意見いただきありがとうございます。 橘地区は重点整備地区の中でも特に浸水頻度が高いため、高頻度の降雨への対応についても、関係機関が連携して取り組んでまいります。
26	説明会等	内水対策	地域別で考えれば、朝日町でポンプを増強し、北方町で排水機場を新設されている。昨年7月の雨で六角川にまだ余裕があったのであれば、高頻度降雨の対策として東川にポンプを設置してほしい。	貴重なご意見いただきありがとうございます。 橘地区は重点整備地区の中でも特に浸水頻度が高いため、高頻度の降雨への対応についても、関係機関が連携して取り組んでまいります。
27	説明会等	内水対策	洪水調整池の整備に期間を要するのであれば、それまでの対策として仮設でも良いので、東川にポンプを設置してほしい。	貴重なご意見いただきありがとうございます。 橘地区は重点整備地区の中でも特に浸水頻度が高いため、高頻度の降雨への対応についても、関係機関が連携して取り組んでまいります。
28	説明会等	内水対策	大きな事業に期間を要することは理解できる。ただ完成するまでの期間になにもしないではなく、少しでも東川の水位を下げるような目に見える対策をしてほしい。	貴重なご意見いただきありがとうございます。 ご指摘のとおり、六角川洪水調整池の整備には一定程度期間を要しますが、橘地区は重点整備地区の中でも特に浸水頻度が高いため、高頻度の降雨への対応についても、関係機関が連携して取り組んでまいります。
37	説明会等	流域対策	保水性アスファルトの使用など浸透する対策を進める姿勢を見せてほしい。	貴重なご意見いただきありがとうございます。 保水力を高める取組は重要であるため、取組に反映させていただきま
50	メール	その他	字が小さくて判読できない図・表があるので 判読できるよう図・表を大きくしてほしい。	貴重なご意見いただきありがとうございます。 ご指摘を踏まえ、図表の文字について大きくしました。

パブリックコメントを踏まえた計画の見直し(意見番号2,6,7,20)

更新箇所	頁	見直し内容
第4章 特定都市河川の整備に関する事項	42	河川整備については、住民との合意形成を図り、自治体のまちづくりと連携して進める旨を追記。

パブリックコメント実施時点

第 4 章 特定都市河川の整備に関する事項

流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）に定めた令和 3 年 8 月降雨について、六角川本川等において安全に流下させる。また、既設排水機場の機能を十分に発揮できるよう、内水域の貯留対策、本川水位低減のための洪水調節施設整備を進めるとともに、支川排水の効率化など、内水による浸水被害軽減に向けた取組を重点的に進める。

河川内の工事においては、河川環境への影響の回避・低減を図るとともに、洪水調節施設整備においては、地域の生業を継続できるよう配慮し、平常時は憩いの空間や多様な生物の生息・生育・繁殖環境としての機能を有し、豪雨時には防災・減災に寄与する施設整備を検討する。

これらの河川整備にあたっては、流域治水整備事業や特定都市河川浸水被害対策推進事業補助等を活用して事業の加速化を図る。

見直し(案)

第 4 章 特定都市河川の整備に関する事項

流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）に定めた令和 3 年 8 月降雨について、六角川本川等において安全に流下させる。また、既設排水機場の機能を十分に発揮できるよう、内水域の貯留対策、本川水位低減のための洪水調節施設整備を進めるとともに、支川排水の効率化など、内水による浸水被害軽減に向けた取組を重点的に進める。

なお、河川の整備については、地域住民と密に意見交換を行いながら合意形成を図ることとし、自治体のまちづくりと連携して進めることとする。

また、河川内の工事においては、河川環境への影響の回避・低減を図るとともに、洪水調節施設整備においては、地域の生業を継続できるよう配慮し、平常時は憩いの空間や多様な生物の生息・生育・繁殖環境としての機能を有し、豪雨時には防災・減災に寄与する施設整備を検討する。

これらの河川整備にあたっては、流域治水整備事業や特定都市河川浸水被害対策推進事業補助等を活用して事業の加速化を図る。

パブリックコメントを踏まえた計画の見直し(意見番号12)

更新箇所		頁	見直し内容
第4章 特定都市河川の整備に関する事項	第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所	44	表-4.2に堰改築を追記

パブリックコメント実施時点

第2項 佐賀県が行う河川の整備

佐賀県では、「六角川水系本川圏域河川整備計画（県管理区間）」に基づき、川添川等にて、河川改修を推進する。

なお、令和2年9月策定の「六角川水系本川圏域河川整備計画」から、追加もしくは変更となる整備内容については、河川整備計画を変更した後、整備を実施する。

また、堤防・水門・排水機場等の河川管理施設の老朽化対策及び河道の浚渫・植生管理等、河川の適切な維持管理を実施する。

表-4.2 河川整備計画に基づき整備中及び整備予定の治水対策（県）

河川	地区	区間	整備概要
武雄川	上西山地区	5.5k～5.7k	河道拡幅、橋梁改築
甘久川	朝日地区	1.1k～3.0k	河道拡幅、遊水地、橋梁改築
川添川	北方地区	1k～1.1k	河道拡幅、橋梁改築
馬神川	北方地区	0k～0.9k	河道拡幅、遊水地、橋梁改築

※東川は家屋嵩上げ等を含め浸水対策を検討中

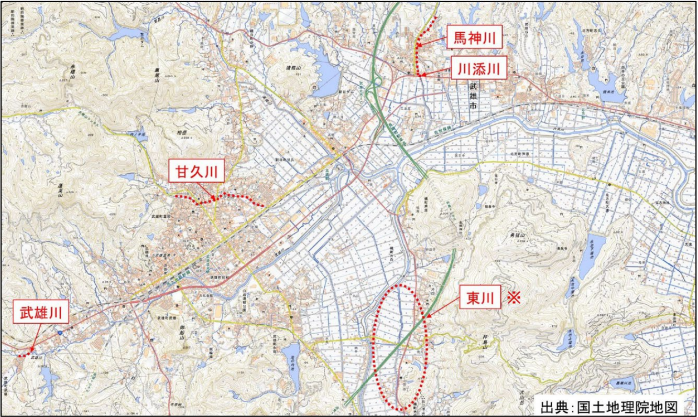


図-4.2 河川整備計画に基づき整備中及び整備予定の治水対策箇所（県）

見直し(案)

第2項 佐賀県が行う河川の整備

佐賀県では、「六角川水系本川圏域河川整備計画（県管理区間）」に基づき、川添川等にて、河川改修を推進する。

なお、令和2年9月策定の「六角川水系本川圏域河川整備計画」から、追加もしくは変更となる整備内容については、河川整備計画を変更した後、整備を実施する。

また、堤防・水門・排水機場等の河川管理施設の老朽化対策及び河道の浚渫・植生管理等、河川の適切な維持管理を実施する。

表-4.2 河川整備計画に基づき整備中及び整備予定の治水対策（県）

河川	地区	区間	整備概要
武雄川	上西山地区	5.5k～5.7k	河道拡幅、橋梁改築、 堰改築
甘久川	朝日地区	1.1k～3.0k	河道拡幅、遊水地、橋梁改築、 堰改築
川添川	北方地区	1k～1.1k	河道拡幅、橋梁改築
馬神川	北方地区	0k～0.9k	河道拡幅、遊水地、橋梁改築、 堰改築

※東川は家屋嵩上げ等を含め浸水対策を検討中

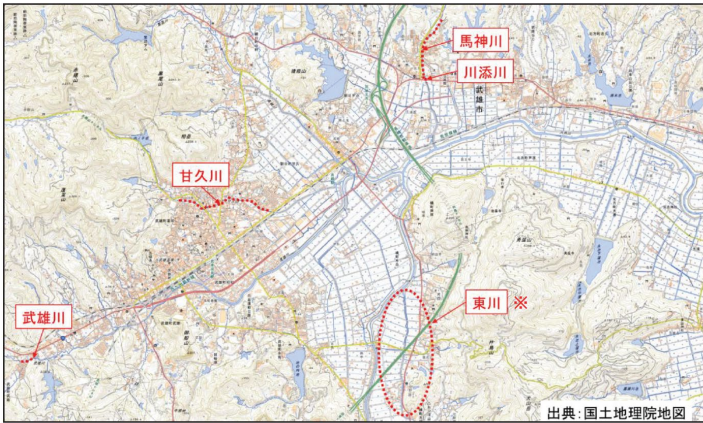


図-4.2 河川整備計画に基づき整備中及び整備予定の治水対策箇所（県）

パブリックコメントを踏まえた計画の見直し(意見番号17,22,25,26,27,28)

更新箇所		頁	見直し内容
第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	第2節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応	64	高頻度の洪水対応について、記載を追記。

パブリックコメント実施時点

第 2 節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応

計画対象降雨以外の想定し得るあらゆる洪水が発生することも可能な限り想定し、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。その際、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ関係機関との連絡調整を図る。さらに、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況の変化、利水ダムの事前放流の実施状況等の把握及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画を促す。

また、自治体による小規模な水路整備など、高頻度の洪水による浸水被害の軽減に努め、対策の効果を住民等へ積極的に広報する。

第 3 節 流域水害対策計画の計画管理

河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は、あらゆる関係者と連携し、事業の進捗状況及び流域の変化について、多面的な視点から定期的にモニタリングを実施し、六角川流域水害対策協議会に報告するとともに、浸水被害対策による効果等を適切に評価する。なお、計画管理項目は以下に示すとおりである。

見直し(案)

第 2 節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応

計画対象降雨以外の想定し得るあらゆる洪水が発生することも可能な限り想定し、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。その際、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ関係機関との連絡調整を図る。さらに、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況の変化、利水ダムの事前放流の実施状況等の把握及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画を促す。

また、自治体による小規模な水路整備など、高頻度の洪水による浸水被害の軽減に努めるとともに、橘地区などにおいては、内水の早期排水対策等について、関係機関が連携して取り組んでいく。さらに、対策の効果を住民等へ積極的に広報する。

第 3 節 流域水害対策計画の計画管理

河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は、あらゆる関係者と連携し、事業の進捗状況及び流域の変化について、多面的な視点から定期的にモニタリングを実施し、六角川流域水害対策協議会に報告するとともに、浸水被害対策による効果等を適切に評価する。なお、計画管理項目は以下に示すとおりである。

パブリックコメントを踏まえた計画の見直し(意見番号37)

更新箇所	頁	見直し内容
第7章 六角川特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	47	取り組み内容に、保水性舗装等の活用を追記。

パブリックコメント実施時点

第7章 六角川特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項

勾配が緩やかで洪水が流れにくく、水害が発生しやすい六角川の地形特性を踏まえ、下流に負荷をかけずに流域の治水安全度を向上させるには、河川区域内での河川施設で治水安全度を向上させることのみならず、流域から河道への流出を抑制させることが重要であり、内水被害の解消・軽減にも寄与する。このため、開発等の雨水流出を増大させるおそれのある行為に対し、流出抑制対策を義務付ける（特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可）とともに、これらの規制的手法のみならず、流域のあらゆる関係者の協力による付加的な雨水の貯留や浸透に係る取組の一層の促進を図り、地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備及びため池の活用等を進める。

六角川特定都市河川流域においては、令和元年及び令和3年の降雨を受け、ため池等の事前放流、水田貯留、各戸貯留等の対策に取り組んでいるところである。

計画期間の目標対策量は、令和6年度のため池の事前放流及び水田貯留等の協力量を計上したうえで、新たに整備を検討している雨水貯留浸透施設及び計画期間内の追加対策を見込み、約160万m³とする。

これらと併せて、農業用水路等の改良及び新設、既存の防災調整池、保水・遊水機能を有する土地等の保全に取り組む。

なお、整備にあたっては、本川と支川・水路や池沼、川と川の周辺部等を生息・生育・繁殖環境としている動植物の連続した環境の保全に努める。

見直し(案)

第7章 六角川特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項

勾配が緩やかで洪水が流れにくく、水害が発生しやすい六角川の地形特性を踏まえ、下流に負荷をかけずに流域の治水安全度を向上させるには、河川区域内での河川施設で治水安全度を向上させることのみならず、流域から河道への流出を抑制させることが重要であり、内水被害の解消・軽減にも寄与する。このため、開発等の雨水流出を増大させるおそれのある行為に対し、流出抑制対策を義務付ける（特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可）とともに、これらの規制的手法のみならず、流域のあらゆる関係者の協力による付加的な雨水の貯留や浸透に係る取組の一層の促進を図り、地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備及びため池の活用等を進める。

六角川特定都市河川流域においては、令和元年及び令和3年の降雨を受け、ため池等の事前放流、水田貯留、各戸貯留等の対策に取り組んでいるところである。

計画期間の目標対策量は、令和6年度のため池の事前放流及び水田貯留等の協力量を計上したうえで、新たに整備を検討している雨水貯留浸透施設及び計画期間内の追加対策を見込み、約160万m³とする。

これらと併せて、農業用水路等の改良及び新設、**保水性舗装等の活用**、既存の防災調整池、保水・遊水機能を有する土地等の保全に取り組む。

なお、整備にあたっては、本川と支川・水路や池沼、川と川の周辺部等を生息・生育・繁殖環境としている動植物の連続した環境の保全に努める。

パブリックコメントを踏まえた計画の見直し(意見番号37)

更新箇所	頁	見直し内容
第7章 六角川特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	第1節 雨水貯留浸透施設 48	流出抑制対策として、保水性舗装等の活用を追記。

パブリックコメント実施時点

第 1 節 雨水貯留浸透施設

流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制するため、公共施設・公共用地等への雨水貯留浸透施設の整備を積極的に推進する。また、浸水常襲地域等の課題である内水被害の軽減に向け、内水調整池などの雨水貯留浸透施設等の整備を推進する。既に都市公園として活用されている土地を含め、国・県・市が保有する土地を活用した雨水貯留浸透施設等の整備を検討・実施する。武雄市においては、永島地区の遊水公園整備など、地域住民の利便性向上と合わせた貯留施設の整備を推進していく。

また、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を促進する。開発に伴う防災調整池や貯留施設等を設置する際には、さらなる貯留機能を付した雨水貯留浸透施設の整備を働きかけ、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設整備計画の認定（第 8 章で詳述）による支援制度も活用し、目標対策量の確保を図る。

個人住宅等に設置する雨水貯留タンク、浸透枡等について、自治体による助成等の支援制度により、流域内の住民等による各戸貯留を促進し、流出抑制を図る。

また、雨水貯留浸透施設の設置にあたっては、景観や環境にも配慮するものとし、平常時の多目的利用や震災時等の非常時におけるオープンスペースとしての活用についても検討するものとする。

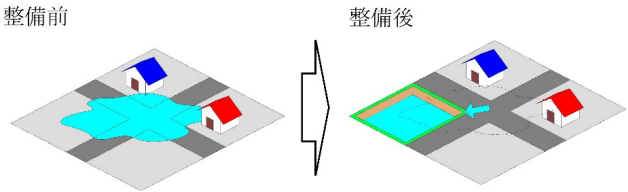


図-7.1 遊水公園の整備イメージ

見直し(案)

第 1 節 雨水貯留浸透施設

流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制するため、公共施設・公共用地等への雨水貯留浸透施設の整備を積極的に推進する。また、浸水常襲地域等の課題である内水被害の軽減に向け、内水調整池などの雨水貯留浸透施設等の整備を推進する。既に都市公園として活用されている土地を含め、国・県・市が保有する土地を活用した雨水貯留浸透施設等の整備を検討・実施する。武雄市においては、永島地区の遊水公園整備など、地域住民の利便性向上と合わせた貯留施設の整備を推進していく。

また、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を促進する。開発に伴う防災調整池や貯留施設等を設置する際には、さらなる貯留機能を付した雨水貯留浸透施設の整備を働きかけ、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設整備計画の認定（第 8 章で詳述）による支援制度も活用し、目標対策量の確保を図る。

個人住宅等に設置する雨水貯留タンク、浸透枡等について、自治体による助成等の支援制度により、流域内の住民等による各戸貯留を促進するほか、保水性舗装等の活用などにより流出抑制を図る。

また、雨水貯留浸透施設の設置にあたっては、景観や環境にも配慮するものとし、平常時の多目的利用や震災時等の非常時におけるオープンスペースとしての活用についても検討するものとする。

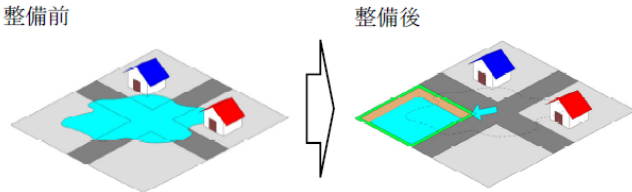


図-7.1 遊水公園の整備イメージ

パブリックコメントを踏まえた計画の見直し(意見番号50)

更新箇所		頁	見直し内容
第1章 六角川特定都市河川流域の現状と課題	第1節 六角川特定都市河川流域と六角川特定都市河川、六角川特定都市下水道の概要	11	図中の文字を大きく変更。

パブリックコメント実施時点

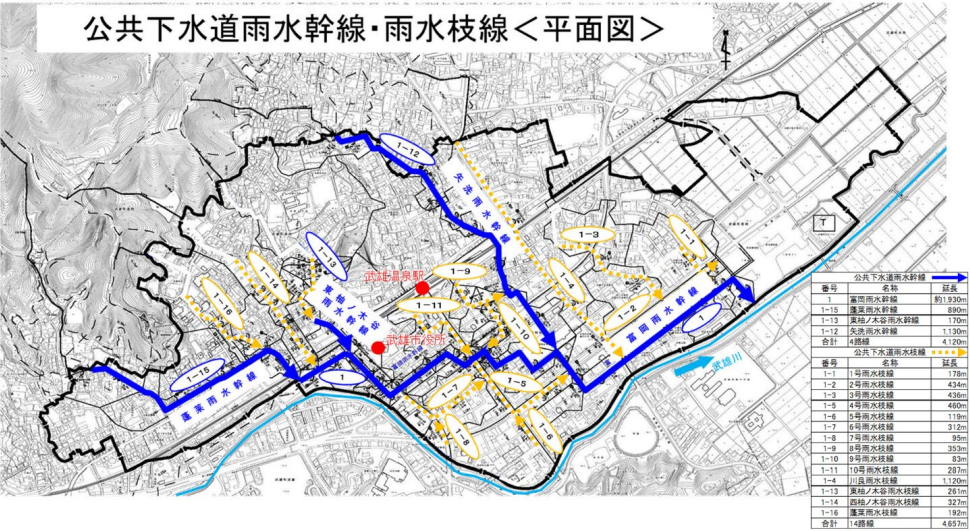


図-1.10 下水道の整備状況（武雄市）

見直し(案)

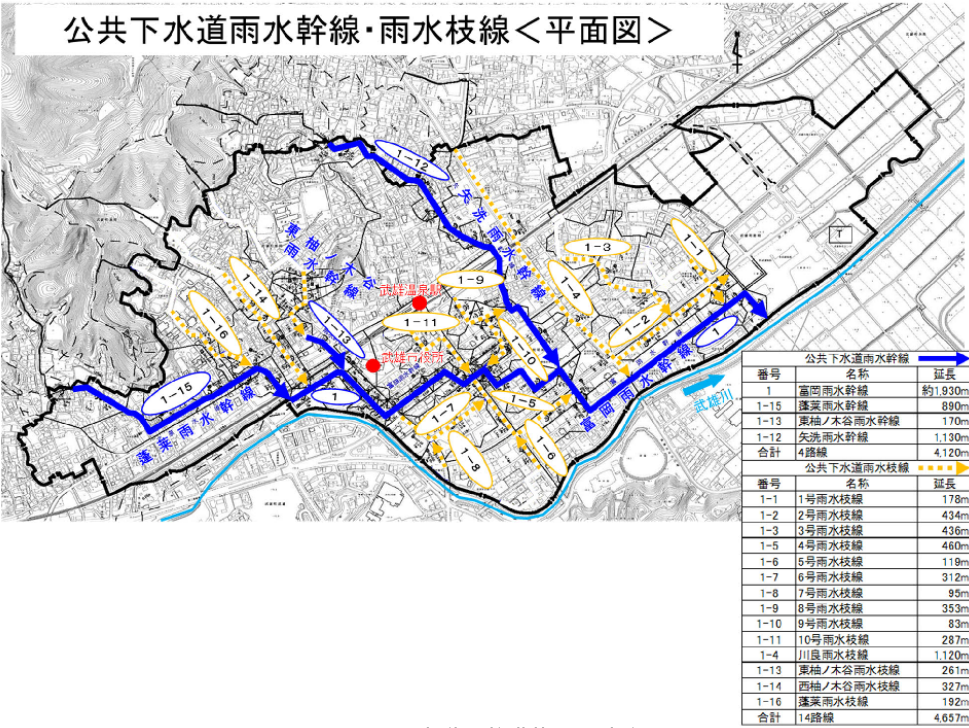


図-1.10 下水道の整備状況（武雄市）

パブリックコメントを踏まえた計画の見直し(意見番号50)

更新箇所		頁	見直し内容
第1章 六角川特定都市河川流域の現状と課題	第3節 六角川流域の治水事業の沿革	20	図中の文字を大きく変更。

パブリックコメント実施時点

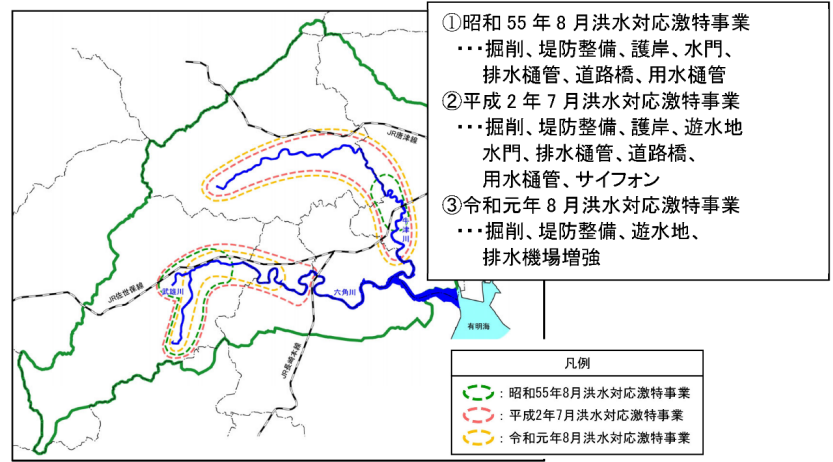


図-1.17 激特事業の事業区域

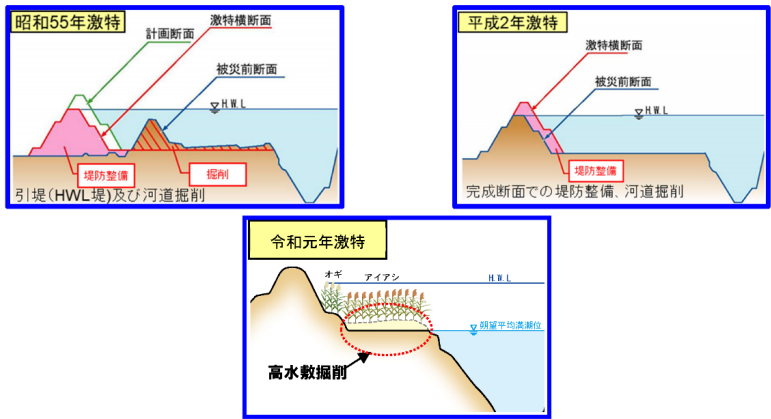


図-1.18 各激特事業での河川改修イメージ

見直し(案)

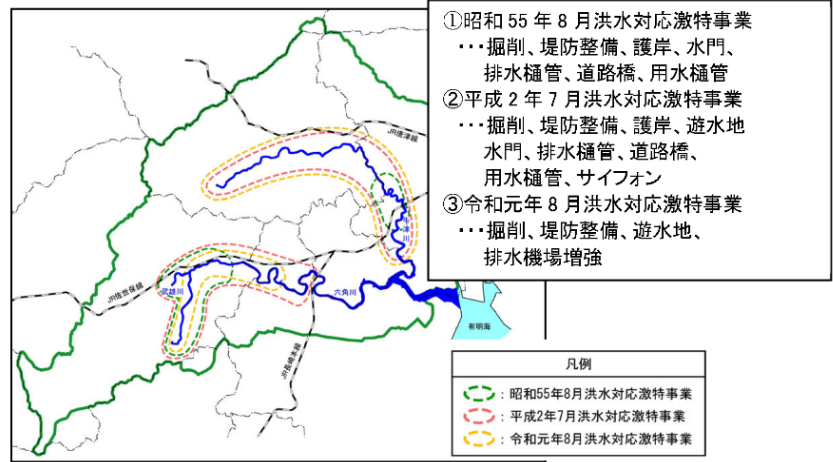


図-1.17 激特事業の事業区域

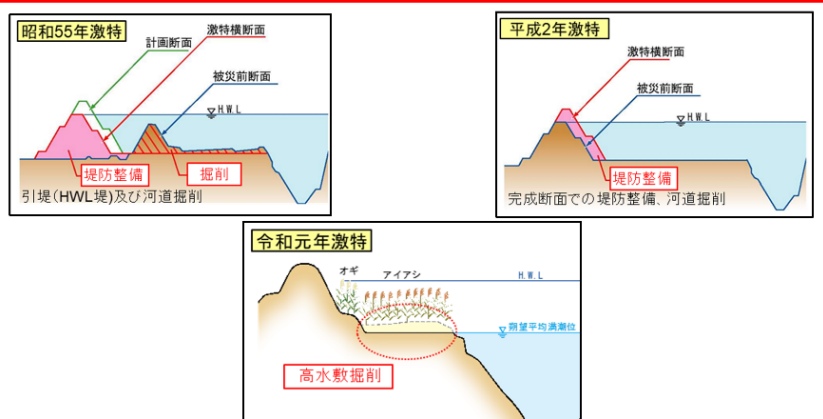


図-1.18 各激特事業での河川改修イメージ

パブリックコメントを踏まえた計画の見直し(意見番号50)

更新箇所		頁	見直し内容
第2章 六角川特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	第1節 基本的な考え方	29	図表中の文字を大きく変更。

パブリックコメント実施時点

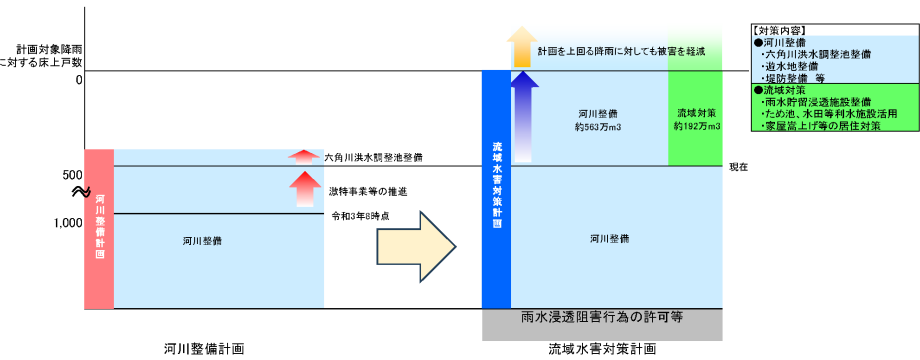


図-2.2 流域水害対策計画のイメージ

【対策量の考え方】

- 河川整備
計画対象降雨である令和3年8月降雨に対し、河川整備によるピーク時の内水位低減量をボリューム換算している
- 流域対策
雨水貯留浸透施設、水田貯留、ため池活用、利水ダム活用は内水を貯留するために確保した容量を計上し、居住対策は計画対象降雨である令和3年8月降雨に対し、各対策実施後も床上浸水が残る家屋の床上浸水防止のために必要なピーク時の内水位低減量をボリューム換算している。

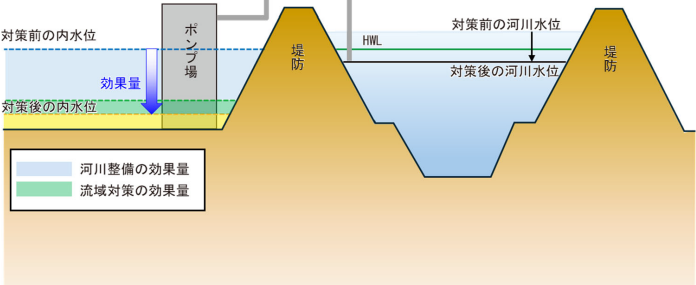


図-2.3 河川整備及び流域対策の効果量のイメージ

見直し(案)

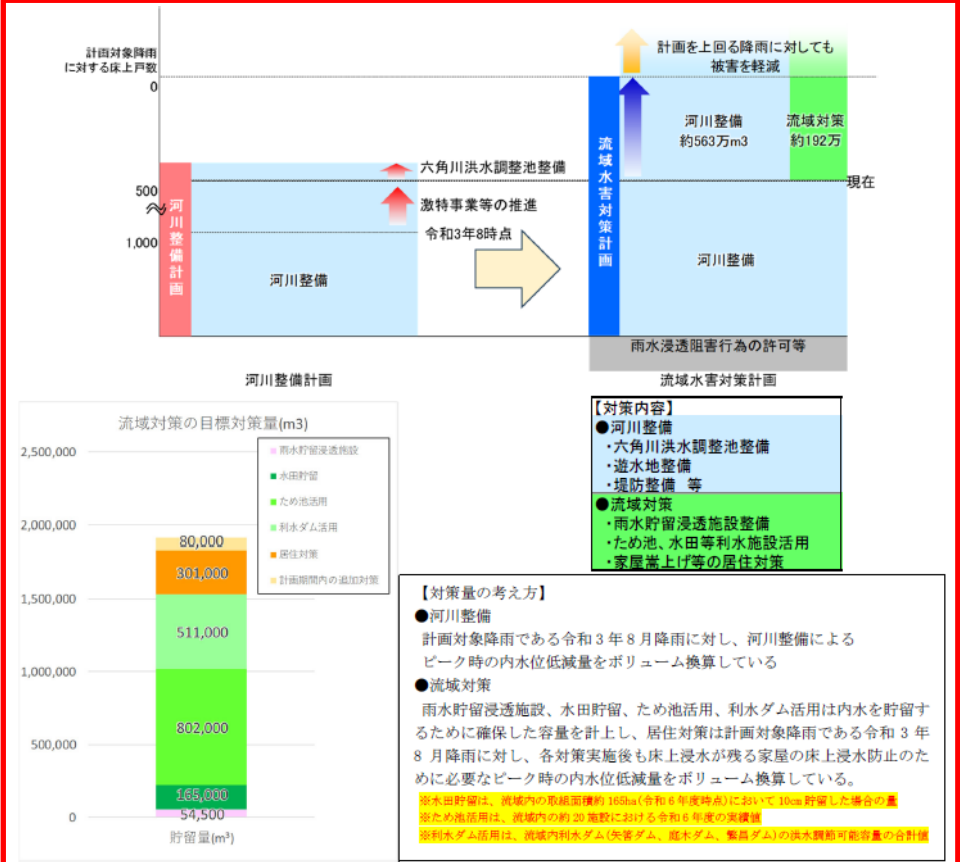
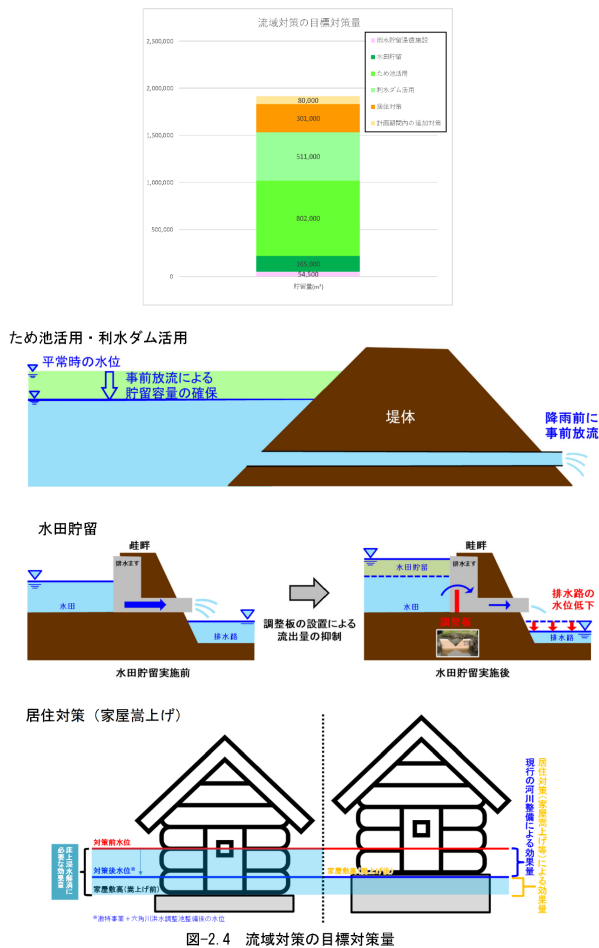


図-2.2 流域水害対策計画のイメージ及び目標対策量

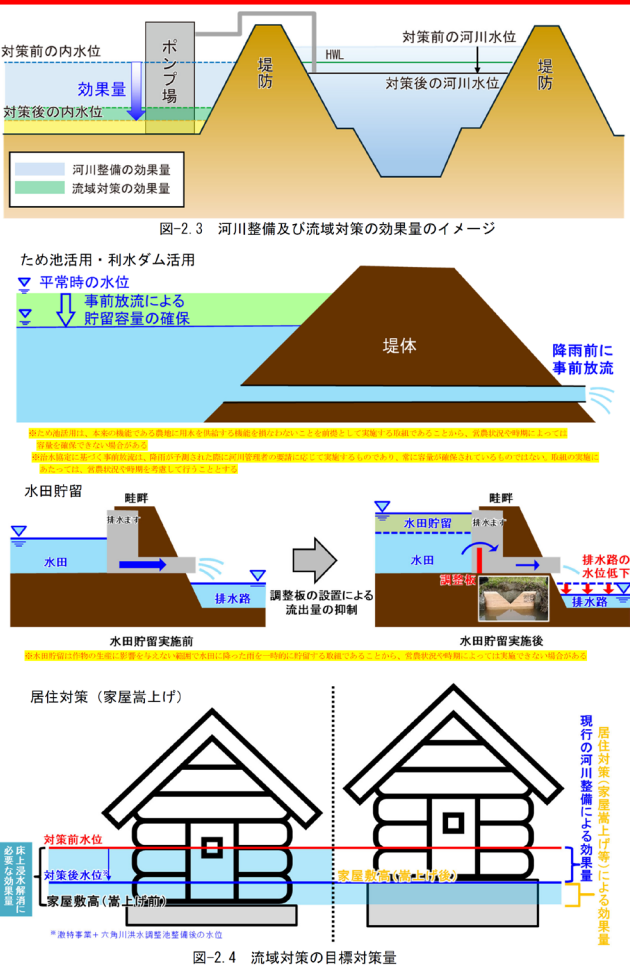
パブリックコメントを踏まえた計画の見直し(意見番号50)

更新箇所		頁	見直し内容
第2章 六角川特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	第1節 基本的な考え方	30	図表中の文字を大きく変更。

パブリックコメント実施時点



見直し(案)



更新箇所	頁	見直し内容
第5章 六角川特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項	45	図中の文字を大きく変更。

パブリックコメント実施時点

第5章 六角川特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項

河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備については、排水機場周辺の調整池を整備することで、雨水貯留を行うとともに、既存の排水機場の排水機能向上に資するものとする。

河川	地区	貯留量(m³)
六角川	北方地区	50,000

※今後の調査・設計等により変更となる可能性がある

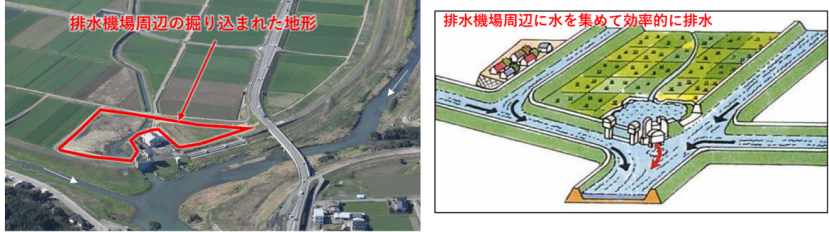


図-5.1 調整池整備のイメージ

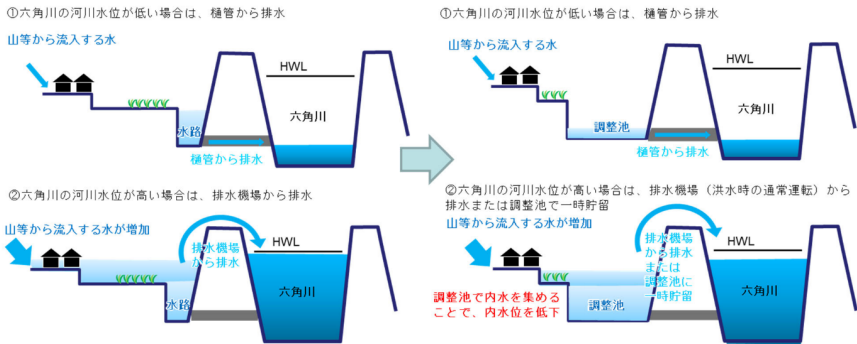


図-5.2 調整池による貯留イメージ

見直し(案)

第5章 六角川特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項

河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備については、排水機場周辺の調整池を整備することで、雨水貯留を行うとともに、既存の排水機場の排水機能向上に資するものとする。

河川	地区	貯留量(m³)
六角川	北方地区	50,000

※今後の調査・設計等により変更となる可能性がある

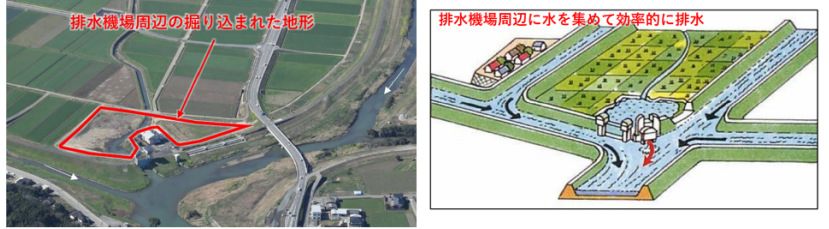


図-5.1 調整池整備のイメージ

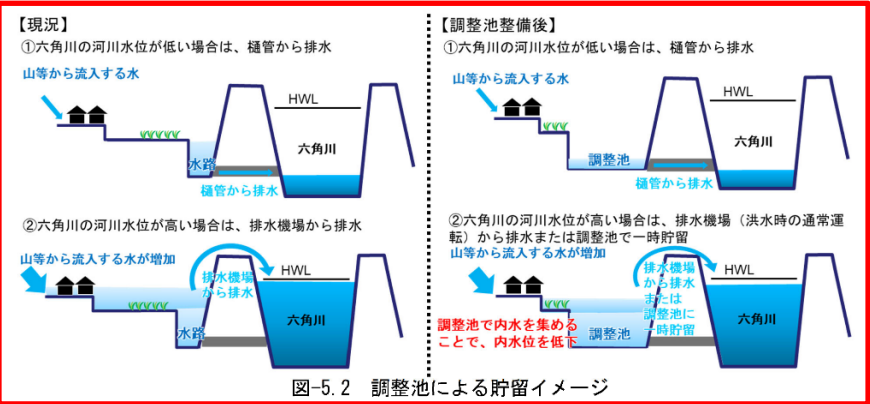


図-5.2 調整池による貯留イメージ